

鳥取縣公告

告 示

鳥取縣告示第五十六号

昭和二十二年閣令、内務省令、第二号第八條の規定により東伯郡上北條村農地委員会委員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべが期日を次の通り指定する。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年二月四日から

昭和二十四年二月六日まで

鳥取縣告示第五十七号

昭和二十三年度第二回毒物劇物管業事業管理入試験を次

昭和二十四年二月四日 金 曜 日
第 千 九 百 八 十 二 号

のように施行する。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

日時及び場所

種別 日 時 場 所

筆記試験 昭和二十四年(月)午前十時 鳥取市東町
三月七日 鳥取師範学校

実地試験 同 年(水)午前十時 鳥取市東町
同月十六日 鳥取師範学校

志願者は昭和二十四年二月二十八日迄に願書に試験手数料百円を添えて直接衛生部業務課宛提出すること。

鳥取縣告示第五十八号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年二月四日

本署ノ大キサハ願定集第A列

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 休日(當ル) 昭和二十四年二月四日 昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可
火金 曜日發行 時(翌日) 第千九百八十二號

事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第五十九号

昭和二十三年十二月厚生省令第六十三号兒童福祉施設最低基準第五條第二項の規定により兒童福祉施設の指導及び監督を担当する吏員を次の通り指定する。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

所 属 職名 氏名 担当施設

縣立中央兒童相談 技師 窪田嘉彰 救護院

所兼民生部兒童課 民生部兒童課 主事 本間知之 養護施設、精神薄

同 同 新 浩 保育所、兒童厚生施設

縣立中央兒童相談 同 鈴木貞子 母子寮、助産施設

所兼民生部兒童課 同 療育施設

鳥取縣告示第六十号

縣立中央兒童相談所支所を次のように開設した。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、名 称 鳥取縣立中央兒童相談所米子支所

一、所 在 地 米子市角盤町二丁目十五番地

一、開設年月日 昭和二十四年一月二十四日

鳥取縣告示第六十一号

次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保母たる資格を有する者であることの証明書を交付した。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市 羽 根 壽 重

鳥取縣教育委員会告示第八号

昭和二十四年度公立高等学校入学者選抜要項を次のよう定める。

昭和二十四年二月四日

鳥取縣教育委員会

昭和二十四年度公立高等学校入学者選抜要項

昭和二十四年度公立の高等学校全日制定時制及び夜間課程の第一学校入学者選抜要項は次の通りである。

一、各高等学校第一学年入学者の募集人員概数 追て告示す

二、入学出願資格

1、新制中学校卒業者

2、他の高等学校へ入学を希望する高等学校附設中学校卒業者

3、国民学校入学以來九年間の課程を修了した者、又はこれと同等以上の授業日数の課程を修了して新制

中学校卒業と同等の学力ありと認められる者

イ、師範学校予科一年修了者

ロ、青年学校本科一年修了者

ハ、国民学校初等科修了を以て入学資格とした中等学校の第三学年修了者及び国民学校高等科修了を以て入学資格とした中等学校の第一学年修了者

ニ、其の他文部大臣に於て新制中学校卒業者と同等以上の学力ありと認めたる者

四、出願期間及び場所
出願期間 昭和二十四年二月二十日より三月五日迄
受付場所 各志望校

三、出願手続

1、志願者は入学志願者名票及び入学選抜手数料を取揃えて出身学校に提出し報告書と共に出願期間内に志望校に提出する様に依頼すること
但し三月五日の日附印ある郵送の出願書類は有効とする

五、入學者選抜方法

1、入学志願者の學力検査を行う爲、教育委員会に高等學校入學者學力検査問題作成委員会を設け志願者全員に対して同一問題により學力検査を実施す。
2、前項の學力検査は各志望校に於て実施し且受験者個々の成績は各校に於て之を評定す。

イ、入学志願者名票(用紙は本縣所定のもの)
ロ、入学選抜手数料 追て告示す

3、各高等學校に於て學力検査に亘らない程度に志願者の家庭、環境、人物、志操、身体等について知る爲に面接を行い選抜の参考とするのは差支えない。但し面接を実施する學校は予めその旨を志願者に知らせる事を要する。

2、志願者の出身学校長は出願期間内に報告書を志望校の校長宛に提出する。
報告書の記載内容、様式は別に示す

4、入學者の選抜に當つて各高等學校は志願者の學力検査及び出身學校長から提出された報告書の各成績を綜合して決定する。

3、各高等學校は入学志願者名票及び入学選抜手数料を受理した時は受験証票を交付し、之を以て入学選抜手数料の領收証に代える。
但し郵送を必要とする者は返信用封筒一枚(宛先明郵券貼布)を準備のこと。

六、入學選抜期日及び場所

1、検査期日 昭和二十四年三月一日午前九時より

一、教員人事の件
一、その他

2、學力検査場所 各志望校
3、入学許可者発表 三月十二日

鳥取縣教育委員会委員長 仁 六 顯一

七、注意事項

- 1、入学志願者名票は各高等學校に準備してあるから出願希望者は最寄の高等學校から交付を受けること。
- 2、選抜検査受験場には必ず受験証票を持参すること。
- 3、既納の入学選抜手数料はいかなる事由があつても之を還付しない。
- 4、志願についての問合せは最寄の高等學校に行うこと。

鳥取縣教育委員会告示第九号
左の件を附議するため二月七日教育委員会を鳥取市に招集する。

昭和二十四年二月四日